

天理市上下水道局管理規程第5号

天理市上下水道局会計規程(平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月4日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 並 河 健

第23条中「出納取扱金融機関を管轄する手形交換所の管轄区域」を「全国の区域」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。